## ご担当者様用参考資料

## 「家族との安否確認訓練」進め方ガイド

実施目的:

東京都の「帰宅困難者対策条例」(2013年4月施行)では、災害発生時に従業員が家族の安否を心配せずに、安心して自社施設内に待機できるよう、「<u>従業員への安否確</u> 認手段の周知」を事業者の努力義務の一つとしています。

本訓練の実施により、従業員への安否確認手段の周知を図ることができます。また、 従業員の安全・安心を担保する本訓練の実施は、貴社の事業継続の観点からも、自社 の災害対応力を強化することにつながります。

## 実施スケジュール:

実施日まで

従業員に 訓練を通知 ・安否確認訓練の開催を従業員に通知します。 (通知方法の例:参加者へのメール、社内回覧、掲示板など)

- ・通知する際に、ご参加者用資料「大災害に備える!家族との安否確認ガイド」を同時に配布すると効果的です。
- ・なるべく実施日までに従業員に通知し、従業員の方が、ご家族とどの安否 確認ツールで安否を確認するか話し合う時間が持てるようにしてくださ い。

体験利用日

訓練実施

- ・防災週間(8月30日~9月5日)や防災とボランティア週間(1月15日~21日)は、各種の安否確認ツールの試験利用が行える体験期間です。
- ・この期間中に、従業員の方に、各自のご家族との訓練を実施していただきます。
  - ※災害発生時には、安否確認ツールの体験利用ができない可能性がございます。ご自身で各ツールのウェブサイト等をご確認ください。

·「家族の安否」を従業員が会社に報告する制度等があれば、報告する訓練 を同時に実施しましょう。

終了後

以上